

開催期日 令和3年12月16日

開催場所 中島村役場2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年12月16日 午後1時30分
閉 会 令和3年12月16日 午後2時10分
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見の決定について
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第8号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第12回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。第12回の中島村農業委員会総会のご案内申し上げたところ、本日は2名欠席ということでございます。よろしくお願ひします。

だいぶ朝晩寒くなりました。今年もですね、新型コロナで始まり、また終わったというところがございます。今回の総会を持ちまして、今年最後の農業委員会総会となります。新型コロナの問題ですが、新型の株が発生したということで、イギリスの方で感染者がだいぶ多いですね。今後どういう風になっていくのか、第6波がくるのか懸念されるようでございます。そのような中で、我々の生き方といいますか、世の中が様変わりしてしまいました。日本国中、大変混乱しているような状況下でございます。

さて、今回の議案でございますが、第1号から第8号まででございます。どうぞ慎重審議よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。ご苦労様でございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、1番小林均委員、2番宮本直人委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第14号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第1号受付番号第14号につきまして、12月7日に、譲渡人・●●●●●さん、譲受人・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても12月7日に水野谷委員と確認いたしましたが無問題で、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第1号受付番号第14号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても12月7日に確認いたしましたが無問題で、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可申請の取下願が提出された旨説明した。

議 長

只今局長から説明があったとおり、去る13日に、吉田定雄推進委員と、私と、事務局・萱森さんと現地確認を実施しました。その中で申請人・●●●●さんの要望と、申請代理人・●●●●さんとの話し合いが十分でなかったために相違があり、こういう結果になった訳でございます。いろいろと調整や話し合いの上再提出とするから、今回は取下げしたいという願い出があったという経過でございます。今回はこのような形で取下げ致しますということですから、異議ございませんね。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、許可申請取下願受理通知書を交付する旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号及び議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第3号及び議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号及び議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第16号及び議案第4号受付番号第17号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番鈴木和宏推進委員

議案第3号受付番号第16号及び議案第4号受付番号第17号につきまして、12月12日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても12月12日に確認いたしました但し問題はなく、借

り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告
終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番宮本直人農業委員

議案第3号受付番号第16号及び議案第4号受付番号第17号につきまして、
只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。
また、鈴木推進委員と同様に、現地についても12月12日に確認いたしまし
たが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思わ
れます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか
諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号及び議案第4号農用地利用集積計画に対す
る意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号から議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定
について、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第5号から議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について
上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号から議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第18号から議案第8号受付番号第21号について、確
認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第5号受付番号第18号から議案第8号受付番号第21号につきまして、
12月7日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●
●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の

とお間違いございませんでした。また現地についても12月7日に水野谷委員と確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまゝ。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第5号受付番号第18号から議案第8号受付番号第21号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても12月7日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまゝ。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第5号から議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 次回の農業委員会総会は、1月17日（月）に役場2階会議室で行う。

二点目 農地利用意向調査の実施状況について

三点目 パンフレットの配布等について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和3年12月16日 午後2時10分